

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	28	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた措置の検討	
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付け、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとする観点から、必要な措置を図る。	
関係条文	—	
減収 見込額	[初年度] (—) [平年度] (—) [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 「スタートアップ育成5か年計画」の強化に向けて、国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付け、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとすることを目的とする。 (2) 施策の必要性 スタートアップは、社会課題の解決を成長のエンジンとする、新しい資本主義を体現する存在であり、こうしたスタートアップを産み育てる環境を整備することは非常に重要である。2022年11月に策定された「スタートアップ育成5か年計画」に基づき、取組を推進してきた結果、スタートアップ数は増加しており、スタートアップエコシステムは着実に発展している。 一方、ユニコーン数や資金調達額については、「5か年計画」の目標にはまだ遠く、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとするためには、スケールアップのための成長資金供給の強化が引き続き大きな課題である。スタートアップがユニコーン級の規模に成長し、エグジットし、リターンを得た投資家の資金やその成功にひきつけられた資金が次なるスタートアップへの投資を生み出すような好循環を生み出すには至っていない。	
本要望に 対応する 縮減案	—	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
		政策の達成目標	スタートアップへの投資額について、2022 年度と比較して、5 年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模（10 兆円規模）とする。 （スタートアップ育成 5 か年計画、2022 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—